郵便局認可　第千百十五號　（日曜日休刊）　（定價三錢）

時事新報

明治十八年十一月九日（月曜日）
壽乙酉十月三日（戊、辰）
日出午前六時三十一分　日入午後四時五十七分
月出午前八時二十一分　月入午後六時五十四分
滿潮午前六時十分　干潮午後七時十三分
（西暦一千八百八十五年）

一枚金三錢〇一箇月前金六十五錢〇三箇月前金一圓八十錢〇六箇月前金三圓四十錢〇一箇年前金六圓五十錢〇郵便税一箇月金廿六錢一箇年金三圓十二錢〇左ニ掲クル各地ニ於テハ錢送無料ニテ配達致候
東京　横濱　横濱實　從神奈川至小田原　藤根七湯　大坂
京都　大津　神戸　尾ノ道　鄙山　笠岡　岡山　廣島
和歌山　鯖島　高知　下ノ關　名古屋　岐阜　岡崎　桑名
四日市　津　松坂　山田　仙臺　福島　二本松　石ノ巻
函館　町森　弘前　宇都宮　高崎　八王子　千住　草加
越ケ谷　熊谷　深谷　久喜　關宿
其他同地近傍配達便宜ノ個所ハ同シク錢送料不申受候

時事新報廣告料（前金）一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上	七日以上	十日以上	十五日迄	十六日以上	卅日迄	卅一日以上
自一行至三十行	八錢	七錢二厘	六錢	五錢八厘	五錢	四厘		
自三十一行至五十行	七錢	六錢三厘	五錢九厘	五錢五厘	六錢	五厘		
五十一行以上	六錢五厘	五錢八厘	五錢五厘	五錢二厘	四錢	八厘		

時事報報

（一昨日の續）

廣告紙は文明の利器なり國は新聞紙をかけれと其國未だ文明國と稱すること得ず我日本の新聞紙は鉄道電線汽船の類と違ひ政府の直轄するものにもあらず又其保護と誘るものにもあらず（萬一例外のものあればなれを除き）獨立自働社會自然に力を依りて成立ちたるものなればなれ日本社會の文明開化を映照するものにして一種特別の貴重の性質を帶ぶるものなりとは一昨日の紙上に論ずる所の如き然るに今顧みて此文明の利器必用品たる我日本の新聞紙と見るに實に不滿足千萬なる事甚だ多し殊に我輩新聞事業當局者は身に取りて慨恨痛憤日夜唯浩歎の外なき次第に在て申さも中々〳〵おろかなる事なり日本の新聞紙い大別して二種あり一は文字知識に線遠き教育上の下等人物を目的としたる繪入りの新聞紙、俗に所謂「小新聞」あるものと一は學識に富み政事世務に熱心なる教育上の上等人物を目的としたる高等の新聞紙、俗に所謂「大新聞」なるものとをして全國數百の新聞紙中此二種最も多數と占むるあり然るに此「小新聞」なるものゝ弊と言へば記者の精神は唯模倣も為なき作り物語と畏〳〵しく青綴る其筆力の長短如何にのみ在りて而りも其物語は新らしきを避けて故紙と温ね多くは皆文政天保弘化嘉永年間の故事我日本の文明史上紀元以前の人情風俗れ今と全く相同じからざるものと認き明かして自から得たりと爲するもの〻如く類る物語を狹き紙面に二ツも三ツも埋めて餘白と殘さず畫りお二三の新奇あらず又都雅あらざる記事と綴みて一日の新聞を了るを常とす議論に記事に働事に吾れより自ら心始と爲さるもれとしては絶えて無くして聊れに有りと云ふも不可なき有様なりされ乍以て當々たる東洋嘉文明國の最も時勢に適當したる新聞紙ありと云ふんい我輩の甚だ遺憾とする所なり又彼の「大新聞」と稱するものと見るに事柄こと違へ我輩が感服するあと能いさるの一點お至りてい蓋も「小新聞」と擯ふ所あし其社説論説の如き間さ或は識見高遠にして文明世界れ尊敬と博するに足るもの少なからずといへども無何せん其著眼する所政事の小區域内お偏して廣遍の工風を得ざるもすれば固陋説僻の盲説と旺説を以て大ふ識者れ笑ふ所となるもの比ゝ皆然らざるいあし蓋し其記者輩の意に聞へらく新聞紙い元と政事の主義持論と廣告するゞ爲めふ發行するものなり政事談と爲さるの新聞紙い其名新聞紙にして其實新聞紙にあらざるなりと故に先づ其社説ふ政事と綸ふ雑報に政事と談じ政府い政事の中心おりとれ意にてもなるか毎日數十件の雑報中其五分の三乃至四は直接お政府又は官吏の事お關せざるはなし如何ゐ日本の文明が幼稚ふ之て政府以外ふ事業なく官吏以外に人なしとの未開の迷夢尚ゐ未だ覺めずといふとも日本自ゐら三千七百萬人の在る有り百と以て一に當たるとするも三千七百萬の人民と以て十餘萬の官吏に對するは一と三との割合を得べし而して尚は政府又は官吏外に日本新聞の記事は元と「小新聞」の不雅不改進と悅ざるものありといふは我輩の信せざる所なり我輩へどもふれと笑ふ「大新聞」其人にして自かゐ政府談官吏談に偏着し嘗て己れの醜と悟ること能はざるい同しく亦我輩の遺憾とする所なり今の「大新聞」が今の儘の「大新聞」にして吾れふ之れそは文明の利器必用品日本社會の裝飾おりといはんとそるとも我輩い敢く之と諾することなく日本の新聞紙は未だ文明國の新聞紙たる役目を盡さゐるものなりと返答すべく思ふなり又我輩が日本新聞紙に對して不滿足ゐる い獨り其編輯上の欠點多きのみお在らず其配達費據等の事に關しても同しく亦然り中に就き殊に遺憾お堪えざるは新聞紙の價の甚だ高直ゐる事是れなり申すも詮なき事ながら仮りに英國新聞の例を擧ぐれば倫敦のデーリー　テレグラフ　おといふ新聞紙と一枚の紙の大さ時事新報の四分の一の小新聞とを以て其價は孰れも二錢なり時事新聞は四倍の大新聞にして一枚三錢にて賣る如何に所變はり品變はればとて自他の相違も亦甚だしからずや而して更らふ兩新聞紙の記事如何と比較するふ二錢と三錢、四分の一と四倍よりも尚は甚だし倫敦新聞は世界萬國れ人事と綿密しく遺さず記事れ過半は殆んと電報より成立つといふも誣言にあらず事を論ずるふ直百歩に過ぎず狀と錢するに細大漏さず紙張大の一紙片正しく昨日世界の人事の寫真縮畫おりこれに對する時事新報は如何と顧るふ其相及ばざること幾倍ゐると知らず我輩愛にこそを細説するゝ要せず讀者諸君が見らるゝ通りにて明白なるべし新聞紙は日本文明の證據物なり今此唯一の證據物にして斯る醜体と世界ふ曝す我輩の遺恨限りなきも亦無理おらざるべし（未完）

官報

○明治十八年七月十四日
任海軍權少匠司　正七位　宮原　次郎
（本年十一月七日官報）

雑報

○英國と緬甸　今度英國と緬甸との間に紛議と生じ將ふ戰爭ふ至らんとするの動ゐるは近日の電報ふ見ゆるが此事の近因原因おらんと思はるゝは先頃より印度の王國緬甸商會と緬甸政府との間ふ一場れ紛議を生じたる事なり其次第と聞くふ右の商會にては是迄緬甸政府と約定の上マンダレーの西お在る山林と伐採するの免許を受け居たる處今度緬甸王は同商會が約束お違ひたる所爲おりとて之に迫りて巨額の過料と擲はしめんとせしお商會の方お ている是全く緬甸國王が故らに斯〻る口實を設けて自ら其約束と破り件の山林を佛人ふ轉貸せんとするものふて內實は佛人お唆りされて斯〻る非理を言張るおりとて中々承知せず其次第と印度政府ふ具狀して其保護を請たるお付政府ふても同商會と助けて緬甸に向ひ嚴重なる掛合に及ふべき筈なりふ由右は去月中れ事なるゞ此度の事い多分此紛議の結果なるべきといへり

○太沽輪船局の新航路　太沽輪船局ふて は兼ねて廢お りし如く近々長崎上海間お新航路を開き來春に至れば長崎より釜山浦を經へ蒲鹽斯德港まで航路を伸す見込ふて近日中に吏員と派遣する旨同局より東京永田町の清國公使館お通知おりしやお聞く

○秋田通常縣會　同縣ふ來る十一日より監獄費不足補充の臨時會と開き引續き十九年度通常會を開く筈あるか其支出金額は三十二萬五千八百七圓廿一錢一厘なりと云へり

○横濱檢疫局　先頃來神奈川縣廳裏門內へ檢疫局と新築ふ居りふが此程工事落成し一昨七日より同所ふて檢疫事務と取扱ふよし

○輸出入税增減　大藏省主税局にて調査したる外國貿易表に依て本年後半期即ち七月以來輸出入の增減と見るに七月中は輸出品合計二百十八萬四千百九十六圓餘、輸入品合計一百八十三萬二千百六十一圓餘にして輸出の輸入に超過すると三十五萬〇三十圓餘おり八月中ふ輸出合計三百五十七萬四千五百十七圓餘、輸入合計二百三十四萬四千四百二十四圓にして輸出の輸入に超過せると百二十七萬四千五百五十九圓餘なり又九月中には輸出合計二百三十萬八千五百六十四圓餘、輸出合計二百五十萬四千八百十九圓餘にして輸入れ輸出に超過せると十九萬六千二百五十五圓餘おりと云ふ

（本年十一月二日四日六日れ官報ふよる）

○電信取扱の數　去十月中日本樞電信局ふて取扱ひたる電信れ數は總計四萬零五百零九信ふして內發信二萬零々百卅六信着信一萬七千九百七十二信取次二千四百零一信おりしと云

○國扇れ總計　昨十七年日本櫻區塩江町なる國扇河岸の同問屋中にて製造したる國扇れ總計い二百七十六萬九千六百八十四本（平均百本一圓二十錢）ふして此代價は三萬三千二百三十六圓二十錢餘なりしが內海外に輸出せ未もの十の七八部に居をりと

○水產組合設立　宮城縣下は從來漁業と以て生活と爲さもの夥多ゐるふ付今度有志者相謀り水產組合と設立し水產物增張の目的と以て出規約と定め既に其筋へ願書と差出し又之と同時お大日本水產會宮城支會と設立せんと數名の有志者打寄り專ら計畫中なりと元來同縣下は水產物の多き處にして近頃の調査ふよれと一年分凡殺する水產物い代價に積りて百萬圓內外おりと云

○臘乾製造所　千葉縣千葉町臘乾製造所と同縣勝浦縣の所管にて臘乾製造所兼室蓋斯及び屠殺所等各々室と異にして頃法國西人ふ該製造に從事に實習したる同所を參觀ふも美おれば如何ゐ位なりと、龍之助が創り斯く製造して良種の豚を多く本種を多く本らず當時該は忽ち取戻るべきといふ乾を製する 種豚に供すものとは大ひ容易に大豚十頭餘木材と燒て然るに板橋粘土と以て百貫目に付らず而して損料と償ふ

○改良炭燒法　飯田國事務所報告人村松月八日の會之を取消ふれは其取消ふ廿八日村松信書中別に以て兵員ふ ふ之れとなるは申立は相立義擧とゐると組織せんる政府と顧意思ふ於ものにおられば前段揚せしとの事に

一刑法第 他朝意 者は左 一首魁 二群衆 は無 三兵器 は重 四教唆 に供 す 一刑法第 儲し非 の例お